

# 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成 22 年度年度計画

## 第 1 年度計画の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

## 第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 目指すべき教育の方向

- ① 教養科目を充実させるため授業評価、改善に取り組む。特に、平成 21 年度改正カリキュラムで設定した教養教育を内容とする共通教育科目について重点的に授業評価し、必要な改善に取り組む。
- ② 専門基礎科目の授業評価、改善に取り組む。
- ③ 専門科目の教育内容に最新の知識・技術を反映させる。
- ④-1 教材開発を含め、学習効果を高める学内演習・実習方法の工夫を行う。
- ④-2 技術教育を効果的に展開するために各技術内容の調整を行う。
- ⑤ シラバスや学校案内、大学ホームページ等への掲載及び授業ガイダンス等を通して学内外に周知を図る。
- ⑥ 大学院設置検討委員会を設置し、必要性・可能性を調査する。
- ⑦ 平成 24 年度の専攻科開設を目指して、助産学専攻科準備委員会を設置し準備を進める。これに伴い、平成 24 年度入学生から助産学選択履修制度は廃止することを決定し、周知する。
- ⑧ 文部科学省や厚生労働省などの報告や看護系大学の動向を踏まえ本学における方針を決定する。

#### (2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ①-1 従来科目、改正・新設科目ともに授業評価を継続し、授業改善に役立てる。
- ①-2 旧カリキュラムからの移行に伴い、学生に不利益が生じないよう運用に配慮する。
- ② 規則の改正を踏まえ、本学における保健師教育の方針を決定し、カリキュラム改正に備える。
- ③ カリキュラムの評価と改正について検討するために、カリキュラム検討委員会を設置する。

#### (3) 教育方法の改善

##### (ア) 授業方法の改善・工夫

- ① 医療現場に近い状況で実践的な学習ができるよう教材や授業方法、演習・実習方法について検討する。

- ② 合同授業においてグループ編成をする時には原則として両学科の混成とする。
- ③ 授業に随時グループワークを導入する。
- ④-1 自己学習のための器材の整備・教材開発を行う。
- ④-2 実習室・自習室の開放に努める。
- ⑤ 科目間連携やシラバスの調整について検討する組織を構築する。
- ⑥ 臨地実習施設との連絡協議会の開催や担当者間の打ち合わせにより連携を図る。
- ⑦ 現行シラバスについて、学生及び教職員等の活用状況を把握し、見直しを図る。

#### (イ) 教員の教育能力の向上

- ① 大学が主催するFD研修の内容を工夫し、参加率を上げる。
- ② FD委員会を中心に、学生参加型のFD研修の開催について検討する。
- ③ 実施体制や、実施内容、方法等について検討し試行する。
- ④ 教員間の授業公開、相互評価や学生による授業評価などを含めて、授業の質的向上を効果的に実施できるよう見直す。
- ⑤ 教員を対象に授業における現状の課題や研修ニーズを調査し把握する。

#### (4) 教育成績評価システムの確立

- ① 評価についてFD研修を実施する。
- ② O S C Eを導入している大学から情報収集し、導入の効果と課題について検討する。
- ③ 成績評価基準についてシラバスおよび授業のオリエンテーションにより周知を図る。
- ④ 成績評価結果に関する学生の疑義に対応するシステムを検討し、整備する。
- ⑤-1 表彰制度の創設について検討する。
- ⑤-2 現行の授業料減免制度（基準）について検討する。

#### (5) 教育・学習環境の整備・充実

- ① 定期的に全学生・教員から選書の希望を募るなど、専門図書の充実を図る方法を検討する。
- ② 利用時間の延長、休日開館について検討し、実現可能な部分から実施する。
- ③ 入学後早期の段階で、図書館の利用方法、文献検索および入手方法について周知する。
- ④ 講義室や演習室等、学内の施設について改修、修繕の必要性を調査し、計画的な整備に努める。

#### (6) 学生の受け入れ

- ①-1 学部の入学定員数について検討する。
- ①-2 平成24年度から3年次編入学制度を廃止することを決定し、周知する。

- ② アドミッションポリシーを修正し周知を図る。
- ③ 年度ごとの入試結果を総括し、問題点を整理して、選抜方法を検討する。
- ④ 過去の入試結果を分析し、入試制度改革の必要性について検討する。
- ⑤-1 ホームページをリニューアルするとともに、情報発信が簡便にできるよう整備する。
- ⑤-2 受験生のニーズに応じた大学情報をタイムリーかつ積極的に発信する。
- ⑤-3 オープンキャンパスでのアンケート結果を検証し、内容の充実を図る。
- ⑥-1 高校からの見学希望などに積極的に対応する。
- ⑥-2 直接高校生にPRできる出張講義や進学説明等に積極的に取り組む。

## 2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 学習支援

- ① 年度当初のガイダンスにおける履修指導は、学科別・学年別に教務委員・クラス顧問が協力して実施する。
- ② クラス顧問の役割を明確にし、指導を必要とする学生に対して個別に助言・指導を行う。
- ③ 全教員のオフィスアワーの日時等を学生に周知し、気軽に学習相談ができる体制を整える。
- ④ 演習室、実習室、図書館などの使用方法を見直し、学生が自己学習に取り組みやすい環境を整備する。

### (2) 生活支援

- ① 学生の利用目的や利便性を考慮して学生相談室の役割機能を検討する。
- ② 学生の健康管理体制のあり方について検討する。
- ③-1 学生生活の安全を図るために、交通安全・犯罪防止などの講習会を実施する。
- ③-2 ハラスメント防止を目的とする実態調査や講習会を開催する。
- ④ 学生生活の経済面での支援体制の充実を図るため、学生や保護者に奨学金情報の提供を徹底する。
- ⑤-1 学生の自主的な課外活動を支援するため、施設利用の利便性を図る。
- ⑤-2 自治会活動・各種サークル活動における顧問教員との連携を密にする。

### (3) 就職・進学支援

- ① 卒業生、同窓会と学生の集いの支援をするなど身近な情報収集の機会をつくる。
- ②-1 学生のニーズに沿った就職ガイダンスを実施するため、ガイダンスセミナーの内容や実施方法を検討する。
- ②-2 学生の希望や適性に合致した個別指導ができるよう体制の強化を図る。

- ③ 県内医療機関におけるインターンシップや施設見学、就職説明会などへの参加を促進する。
- ④ 就職・進学情報の提供機会や方法などの充実を図る。

### 3 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 研究水準の向上

- ①-1 研究活動の実施状況をまとめ、研究活動目録を発行する。
- ①-2 学長・学科長裁量経費により有望な研究を奨励する。
- ②-1 教員の国際的な研究活動状況を把握する。
- ②-2 国際的な研究活動推進のための支援システムについて検討する
- ③-1 学内セミナーなど、研究成果を公開し、評価を受ける機会を設定する。
- ③-2 研究活動や成果の評価システムを検討し、構築する。
- ④-1 若手育成のための研究活動推進に向けたFD活動を検討する。
- ④-2 全教員の研究活動を支援するためのFD研修会を開催する。
- ⑤ 大学院設置検討委員会を設置し、必要性・可能性を調査する。

#### (2) 研究活動の活性化

- ① 学内競争的研究費などにより、有望な学際的研究を支援する。
- ②-1 教員の研究活動状況を評価するシステムを確立する。
- ②-2 学内セミナーなど、研究成果を公開し、評価を受ける機会を設定する。
- ③-1 GP、科学研究費補助金など、公的外部資金獲得の方策を検討する。
- ③-2 団体・施設など、多様な外部資金獲得のための方策を検討する。
- ④ 研究活動の推進に向けた教員の研修状況を把握する。
- ⑤ 研究器材など、研究活動の推進に必要なハード面の現状を調査し、計画的な整備について検討する。
- ⑥-1 科学研究費補助金の採択率を向上させるための教員研修を実施する。
- ⑥-2 GP獲得に向けた計画づくりに向けて可能な準備をする。
- ⑦ 関連機関や施設との共同研究・人材交流を促進する方策を検討する。
- ⑧ 研究サテライト設置に向けて関係者の意向を調査し、必要性を検討する。

#### (3) 社会への研究成果の還元

- ① 社会に還元できる可能性のある研究を支援する。
- ② 企業・産業と連携した研究活動に向けて、大学の研究情報を学外へ発信する。
- ③ 保健医療専門職・地方公共団体との共同研究について検討し、可能な部分から試行する。
- ④ 研究成果を広く発信するために公開講座・出張講義を実施する。

- ⑤ 広く地域社会へ研究成果を発信する方法を検討する。
- ⑥ 知的財産権保護システムの構築について検討する。

#### 4 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 地域交流の拠点づくり

- ① 地域交流センター機能や運営体制の見直しを行い、それに合致した組織の編成を行う。
- ②-1 行政、専門職能団体との連携体制をさらに強化するとともに、新たなニーズへの対応について検討する。
- ②-2 保健医療福祉に係るNPO、産業界等との関係を構築し、協働事業や共同研究等の可能性を検討する。
- ③ 調査研究活動を実施し、そこで明らかになった健康課題等について関係機関に情報を発信し、協働活動体制の構築に努める。

##### (2) 県内保健医療職への貢献

- ①-1 地域交流センターの年間計画に基づいて、学内及び拠点地域において保健医療職の研修を行う。
- ①-2 保健医療福祉関係機関からの要請に応じて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ② 行政機関・職能団体等の主催する研修会のプログラム作成に参画し、専門職能のレベルアップを支援する。
- ③ 教育研究活動の成果や専門領域の最新情報について、地域交流センター活動報告書、ホームページなどで発信する。

##### (3) 地域住民への貢献

- ①-1 学生と地域住民との交流をより促進するため、本学学生の「地域交流型学生ボランティアグループ」の組織化を図る。
- ①-2 本学の教育活動を通して学生と住民が学びあう「教育ボランティア」の育成を検討する。
- ② 同窓会・後援会などの本学組織や大学周辺地域住民に対し、本学の特別講演等を公開することについて検討する。
- ③ 地域交流センターの年間計画に基づき、学内での公開講座、地域へ出向いての出張講座を開催する。
- ④-1 住民の学習や健康づくりの場として、体育館・運動場・図書館等の大学施設を開放する。
- ④-2 健康学習等に有効な教材備品の貸し出しについて検討する。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 理事長を中心とする機動的な運営体制の確立

- ① 法人・大学運営の問題点を点検し、理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会の権限を必要に応じて見直し、機動的、迅速な法人運営組織を整備する。
- ② 学部長や事務局長など、法人・大学運営での権限、所管事項等を明確にし、適切な管理運営ができるよう体制を整備する。
- ③ 各種委員会について運営方法を点検し、協議事項等の学内周知を図り、連携した運営を図る。
- ④ 教員と事務職員の情報共有を図り、連携した大学運営に取り組む。
- ⑤ 教育研究助成に裁量経費を設けることや、人事制度など、優先課題に対応するよう予算及び人員の弾力的運営が可能な制度を検討する。

##### (2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 学外有識者を理事や審議機関の委員へ登用して、大学運営に外部の意見を反映させる。
- ② 地域住民をはじめ広く県民からの意見・提案を大学運営に生かせる制度を検討する。
- ③ 兼業の承認基準を設けて、学外での教員の地域貢献活動支援のために柔軟に運用する。

#### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 教育研究組織の見直し

適切で活発な教育・研究体制構築のために、講座体制や研究グループ制度について見直しを開始する。

##### (2) 助産学専攻科の開設（再掲）

平成24年度の専攻科開設を目指して、助産学専攻科準備委員会を設置し準備を進める。

#### 3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 弾力的な人事制度の構築

- ① 公募中の教員について確保できるよう尽力し、計画的な教員配置に努める。

- ② 公平性、客観性を保ちながら、適切な人材を確保するために、公募方法、選考基準・方法などについて見直しを図る。
- ③ プロパー職員の採用について、他大学の先行例等も参考にしつつ検討する。
- ④ 裁量労働制については教育研究・大学運営・健康管理等の側面から点検し、適切な運用を図る。
- ⑤ 外部機関への教職員の研修参加を促進する。
- ⑥ 兼業については、教育研究活動に支障がない範囲で柔軟な運用に努める。

## (2) 業績評価制度の構築

- ① 評価制度について検討する委員会を設置し、評価方針や評価項目、評価基準等を内容とする制度を構築し、試行する。
- ② プロパーの事務職員の個別評価制度については、プロパー事務職員採用の検討と合わせて整備する。
- ③ 評価制度構築に際し、公平性や客観性を保持できる制度になるよう、試行実施により教員の意見を反映する。
- ④ 評価結果を教職員に適切にフィードバックするとともに、処遇への反映を検討する。

## 4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 事務処理の改善

効率的な事務処理を行うため、事務処理及び決裁方法の見直しや簡素化に努める。

### (2) 業務の外部委託等

業務の内容や実施方法を点検し、経費節減となるような方策を検討する。

### (3) 事務組織の見直し

情報の共有を図り、グループ制の利点を活かし、機動的な事務処理に努める。

## 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 外部資金等の獲得

- ①-1 外部研究資金の申請手続き等に関する研修会を開催し、申請率の向上を図る。
- ①-2 間接経費は、財務会計処理システムに組み込んで執行する。
- ② 研究費などの優先配分や業績評価に反映するよう検討する。
- ③ 研究成果概要及び業績について学外への発信に努め、受託研究費や奨学寄付金の増額に努める。

## (2) 収入源の拡充

- ① 保健医療専門職対象の公開講座での資料代の徴収や有料化について検討する。
- ② 口座振替制度の導入を検討するとともに、滞納者には催告を行う。

## 2 経費の効率的、効果的な執行に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員にコスト意識が浸透するよう機会あるごとにコスト意識を喚起する。
- ② 業務の内容や実施方法を点検し、経費節減となるような方策を検討する。
- ③ 契約方法、購入方法を点検し、経費効率化の観点から改善について検討する。
- ④ 予算の執行に当たっては、常に費用対効果の観点から優先順位を付して執行に努める。

### (2) 人件費の効率的、効果的な執行

適正な人員配置を検討し、人件費節減に努める。

## 3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 資産の管理体制の整備

- ① 施設、設備等の固定資産を点検し有効活用に努める。
- ② 貸出資産を選定し活用方策を検討する。

### (2) 資金の適正な運用管理

定期預金による長・短期運用により適正かつ効率的な資金管理を行う。

## 第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 自己点検・評価の実施に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 自己点検・評価の実施体制を整備する。平成22年度の自己点検・評価を実施する。
- (2) 大学基準協会による評価結果を公開する。平成22年度の自己点検・評価結果は、平成23年度に公表する。

### 2 大学に関する情報の積極的な公開に関する目標を達成するためにとるべき措置



- (1) 個人情報保護に留意し、適切に情報公開する。
- (2) 公立大学法人としての組織や計画など、諸情報をホームページ等で広く県民に公開する。

## 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 施設設備の有効活用

積極的な施設の有効活用及び社会貢献のための施設開放に努める。

#### (2) 施設設備の計画的整備

講義室や演習室等、学内の施設について改修、修繕の必要性を調査し、計画的な整備に努める。

### 2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

- ① 産業医、衛生管理者の配置、衛生委員会の設置など安全衛生管理体制を整備する。
- ② 学内施設及び周辺等の安全、防犯対策を点検する。
- ③-1 教職員による自衛防火組織を編成し、緊急対応ができるよう周知を図る。
- ③-2 安全講習会や防災訓練等を開催するとともに、掲示、メール等で情報提供を行う。
- ④ 実験または実習等で用いる危険物や、生じた危険廃棄物を適正に処理するための規程を点検・整備する。

#### (2) 情報管理体制の整備

情報セキュリティポリシーを策定し、規程等を整備する。

### 3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

#### (1) 人権意識の向上

- ・ 学生に対しては、倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行う。
- ・ 教職員に対しては、研修会を開催する。

#### (2) 各種ハラスメント行為の防止等

- ・ ハラスメント防止規程、ハラスメント調査委員会設置要領等を整備し、周知を図る。
- ・ 学外からの情報収集、研修会への参加などを通して、ハラスメント防止対策の充実を図る。